

## 緊急通報システムについて

緊急通報システムとは、ひとり暮らし高齢者等に緊急通報機器を貸与することにより、急病などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、当該高齢者等の不安を解消するとともに、生活の安全を確保します。

高齢福祉課 ⇒ 緊急通報用機器一式を貸与（課税状況により一部負担有）  
委託先（ALSOK） ⇒ 緊急通報を受信し、急病等に対応  
委託先（ALSOK） ⇒ 状況に応じてつくば市消防本部へ救急車等出動要請

**【申請】** 以下の書類を高齢福祉課までご提出ください。（郵送もしくは直接）

- ①様式第1号 緊急通報機器利用許可申請書
- ②緊急通報システム利用誓約書2部

**【申請～貸与までの流れ】**

①利用許可申請書受付 ⇒ ②実態調査（高齢福祉課）⇒ ③利用承認決定（却下）通知 ⇒ ④設置工事の日程調整電話 ⇒ ⑤電話貸与（取付工事）

**【対象要件】** ※以下のすべてを満たす方が対象です。

- ①市内に住所を有し、その住所を生活の本拠としていること。
- ②65歳以上で病弱なため又は重度の身体障害を有するため、緊急時に自力で通報することが困難であると認められること、もしくは75歳以上であること。
- ③同一敷地内又は同一建物内に親族がいないひとり暮らしであること。

**【利用条件】**

- ・協力員は、3名程度（No. 1～No. 3）必要となります。
- ・協力員は利用者宅にすぐにかかけつけることができる方が望ましいです（交通手段を選ばず5分以内）。その上で、昼夜を問わず協力が得られる方（親族・近所で普段家にいる方等）を協力員としてください。
- ・そのうち1名以上の方（No. 1の方は必須）に、利用者宅の合鍵を保管していただきます。緊急通報を受信した場合、ALSOKから協力員宅に連絡が入りますので、安否確認・初期救急活動等に御協力をいただきます。

◎固定型端末利用の場合、電話回線はNTTアナログ回線を使用しています。（ひかり回線等の場合でも利用は可能ですが、停電時の使用ができなくなる等、リスクがあります。決定後に承諾書のご記入をお願いしています。）

◎親族連絡先は市外でも構いません。

お問合せ先

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市福祉部高齢福祉課在宅福祉係 電話029-883-1111